平成２６年（フ）第８９号
函館市湯浜町７番22号
債務者　坂本　友子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
山形市西田５丁目15番13号　メモリーハイムＢ201号
債務者　佐藤　紀江
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３７号
岡山県井原市西江原町1932番地３
債務者　池上信次郎
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０３８号
福岡市南区中尾１丁目38番31号
債務者　安部　博美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７号
福岡市東区香椎１丁目23番８―208号
債務者　高松　定嗣
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５１号
埼玉県鴻巣市三ツ木380番地１　1006号室チサンマンション北鴻巣
債務者　小佐川暁子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
群馬県沼田市上原町1726番地15
債務者　金子　守克
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第５号
群馬県利根郡片品村大字東小川3463番地１
債務者　須藤　忠晴
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
埼玉県新座市北野３丁目１番15号　ローヤルマンション志木306号室、旧住所埼玉県新座市畑中３丁目１番15―608号
債務者　村田　　進
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目957番地エスポアールトヤマ301
債務者　千島　寛子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目91番地　グランハイム宮沢Ａ―203号
債務者　飯島　和彦
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
埼玉県春日部市不動院野2793番地１　なごみ不動院野、旧住所埼玉県春日部市下柳854番地
債務者　清水惠二郎
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
千葉県山武郡芝山町岩山2249番地18　芝山グリーンハイツ101
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
新潟県長岡市塚野山844番地11
債務者　太刀川正志
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
新潟県長岡市塚野山844番地11
債務者　太刀川やよい
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
岡山県倉敷市真備町箭田1184番地１　ダイヤモンド・ノアＢ101号
債務者　茂田　純一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
山口県宇部市明治町２丁目８番22―53号　第３平和荘
債務者　竹本　典子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２６号
山口県山陽小野田市大字西高泊2072番地３
債務者　章本　和幸
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
山口地方裁判所宇部支部